

防虫・防鼠業務特記仕様書

1 業務概要

本業務は、大阪市立科学館の防虫・防鼠業務を「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」及びその施行規則等に基づき実施するもので、設計図書（本仕様書、共通仕様書）に基づき実施するとともに、それに伴う書類の作成及び手続き等、報告書を提出するまでの一切の業務を行うものとする。

2 業務内容

(1) 防虫業務

ア 下見調査

- (ア) 建物の構造、環境状態等の調査
- (イ) 害虫発生状況及び種類、生息場所の調査
- (ウ) 施行区域の特定
- (エ) その他施行上の留意点の確認

イ 環境整備

- (ア) 食糧の管理
- (イ) 日常の清潔保持、清掃、搬入物のチェック
- (ウ) 作業前の薬剤付着不可物の被覆及び移動

ウ 殺虫作業

次の使用機械及び処理方法を用い、部分実施又は全面実施すること

- (ア) 使用機械
動力噴霧機、全自動噴霧機、フォグマシン、ミスト機、散粉機、マイクロジェン（ULV）等
- (イ) 処理方法
残留処理、直接噴霧、煙霧処理、散粉処理等

エ 防虫作業

忌避剤等を用途により散布、塗布し、外部からの害虫の侵入を防ぎ、生活行動範囲を狭めるため、引き続き防虫剤を配置すること。

オ 管理

防虫作業実施後点検し、外部よりの侵入防止等を行うこと。

(2) 防鼠業務

ア 下見調査

- (ア) 建物の構造、環境状態、下水道生息場所の調査
- (イ) 鼠害状況調査、鼠の種類、生息場所の調査

(ウ) 施行区域の特定

(エ) その他施行上の留意点の確認

イ 環境整備

(ア) 食糧の管理

(イ) 鼠出入り口の閉鎖（殺鼠施行後）

(ウ) 巣の排除、清掃（殺鼠施行後）

(エ) 日常の清潔保持、清掃、搬入物のチェック

(オ) 作業前の薬剤付着不可物の被覆及び移動

ウ 殺鼠作業

殺鼠剤を使用し実施すること。捕鼠器、粘着剤を併用する場合もあり得る。

エ 防鼠作業

忌避剤等を用途により散布、塗布し、外部からの鼠の侵入を防ぎ、生活行動範囲を狭めるため、引き続き殺鼠剤を配置すること。

オ 管理

防鼠作業実施後点検し、殺鼠剤交換、点検、補充、外部よりの侵入防止、死鼠の回収等を行うこと。

3 施行対象区域

(1) 防虫業務

下見調査後に施行区域を決定

(2) 防鼠業務

下見調査後に施行区域を決定

4 使用薬剤

場所及び状況に応じ、最も適した薬剤を最も適した方法で使用すること。

使用薬品は事前に発注者の承諾を得ること。

(1) 防虫業務

参考薬剤

- ・ネオ VP テックス乳剤（ハ イテックス 5%, DDVP2%）
- ・スミチオン乳剤（フェントロチオン 10%）10 倍希釈液 50ml/m²
- ・ネオデスリン油剤 B（ハ イテックス 0, 5%DDVP0, 3%アレ 0, 02%IBTA0, 5%）原液
- ・スミチオン油剤（フェントロチオン 1%）5ml/m²

- ・スミスリン乳剤
- ・スミラックス乳剤（ピレスロト）
- ・その他バイテックス粉剤、粒剤、発泡錠等

(2) 防鼠業務

参考薬剤

- ・殺鼠剤（クマリン、シリドシド、ノルボルマイド等）
- ・忌避剤（田辺製薬ナラマイシン《粉剤S、乳剤S、塗料C》）
- ・粘着剤（K B K）

5 その他

- (1) 防虫・防鼠業務は、年に2回以上（8月、2月）専門の技術者を派遣し、必要な防虫対策又は防鼠対策を行うこと。
- (2) 業務の実施については、施設の運営に支障のないように行い、事前に発注者と十分な打ち合わせの上、その指示により実施すること。
- (3) 「空調設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準」、その他関係法令、例規等に基づき、実施すること。
- (4) 作業方法、使用する薬剤等については、事前に発注者と協議の上決定すること。